

## 黙示による包括的な同意を得る事項について

愛知県信用金庫健康保険組合

個人情報保護法では、個人情報取り扱い事業者（当組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。ただし、同法第23条第1項において、

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

に該当する場合には、本人の同意を得る必要はないとされています。

また、被保険者にとって利益となるもの、または事業所側の負担が膨大であるうえ、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイダンスによって、黙示による包括的な同意で良いこととなっています。

したがって、当組合では以下の事項について、黙示による包括的な同意とさせていただきますので、同意されない方につきましては、当組合までお申し出ください。

なお、特段の申し出がない場合は、同意いただいたものとして取扱わせていただきます。

黙示による包括的な同意を得る事項

- (1) 医療費通知を世帯単位にまとめて被保険者に送付すること
- (2) 現金給付の支給を事業主経由で給与口座に振り込むこと